



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
鳥取市若葉台南1-17
TEL(0857)52-7300 FAX 52-7311
編集責任者 村 澤 幸 二

第37回「ゼロ災55」無災害運動

令和7年11月7日(金)～12月31日(水)

スローガン

**それ危険 注意し合える安全職場
みんなで築くゼロ災55**

スローガンは、(株)明治製作所 門木 勇輔 さんの作品です。

「ゼロ災55」無災害運動は、年末までの55日間を運動期間(本年11月7日から12月31日まで)として、当該期間中の鳥取県内企業における「労働災害の発生ゼロ」を目指す独自の取組です。平成元年から毎年度実施し、本年度で第37回となります。

令和7年の鳥取県における休業4日以上労働災害発生件数は、対前年比大幅増で推移し、特に転倒災害、中でも高齢者の転倒災害が多い状況です。このような中、5月には労働安全衛生法の改正により、高齢者の労働災害防止対策が努力義務とされました。

また、死亡災害も前年と比較して減少しておらず、建設、運送業の墜落・転落災害や製造業のはさまれ巻き込まれ災害も後を絶たない状況です。

このようなことから「ゼロ災55」無災害運動期間中は、6つの柱を重点として死亡・休業災害ゼロを目指します。また、職場におけるリスクアセスメントの実施の促進を図り、災害ゼロから危険ゼロへとレベルアップした安全管理を目指します。

会員事業場の事業者、労働者の皆様には、本運動期間中「職場から労働災害を出さない。」という目標の達成に向けて、労働災害防止活動への集中的な取組をお願いします。

☆「ゼロ災55」6つの柱

- 墜落・転落災害防止対策の推進
- 転倒や腰痛を含む行動災害防止対策の推進
- はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- 交通労働災害防止対策の推進
- エイジフレンドリーガイドラインによる取組の推進
- 健康確保対策の推進

☆事業場の実施事項

- 経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- 安全管理者、衛生管理者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
- 安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施
- 安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」リーフレット等による安全衛生意識の高揚
- 「安全『見える化』ととり運動」の取組の実施
- 危険性・有害性の調査(リスクアセスメント)によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- 5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)活動、危険予知活動の推進と活性化
- 建設機械、荷役運搬機械を用いた作業における作業計画の作成と労働者への周知
- 積雪・凍結時における転倒災害防止等安全対策の徹底
- 定常・非定常作業における作業手順見直し
- 交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- 高年齢労働者の特性や健康・体力の状況に配慮・対応した職場環境の改善
- 効果的な安全衛生教育の実施
- 心の健康づくり計画の策定及びストレスチェックの実施
- 健康診断と事後措置の実施
- 長時間労働者に対する医師等による面接指導等の実施
- 年末無災害運動推進大会等の実施

令和7年労働災害発生状況(速報(コロナ除く。))

令和7年9月末現在 鳥 取 労 働 局

業種別	合 計				鳥 取 署				米 子 署				倉 吉 署			
	令和7年 死傷者数	令和6年 死傷者数	増減 数	増減率 (%)	令和7年 死傷者数	令和6年 死傷者数	増減 数	増減率 (%)	令和7年 死傷者数	令和6年 死傷者数	増減 数	増減率 (%)	令和7年 死傷者数	令和6年 死傷者数	増減 数	増減率 (%)
全 産 業	(3) 390	320	70	21.9	(1) 119	105	14	13.3	(1) 202	160	42	26.3	(1) 69	55	14	25.5
製 造 業	76	66	10	15.2	23	20	3	15.0	43	38	5	13.2	10	8	2	25.0
木材・木製品・家具・装飾品製造業	6	4	2	50.0	1	1	0	0.0	5	3	2	66.7	0	0	0	0.0
鉄鋼・金属製品製造業	8	5	3	60.0	5	2	3	150.0	2	2	0	0.0	1	1	0	0.0
機械器具製造業	9	9	0	0.0	1	5	-4	-80.0	5	2	3	150.0	3	2	1	50.0
食料品製造業	32	25	7	28.0	7	2	5	250.0	22	21	1	4.8	3	2	1	50.0
上記以外の製造業	21	23	-2	-8.7	9	10	-1	-10.0	9	10	-1	-10.0	3	3	0	0.0
建 設 業	(1) 42	62	-20	-32.3	15	31	-16	-51.6	(1) 17	22	-5	-22.7	10	9	1	11.1
土木工事業	(1) 19	22	-3	-13.6	6	9	-3	-33.3	(1) 11	8	3	37.5	2	5	-3	-60.0
建築工事業	14	27	-13	-48.1	3	16	-13	-81.3	6	9	-3	-33.3	5	2	3	150.0
木造家屋建築工事業	2	10	-8	-80.0	1	7	-6	-85.7	0	2	-2	-100.0	1	1	0	0.0
その他の建築工事業	12	17	-5	-29.4	2	9	-7	-77.8	6	7	-1	-14.3	4	1	3	300.0
その他の建設業	9	13	-4	-30.8	6	6	0	0.0	0	5	-5	-100.0	3	2	1	50.0
運輸交通業	50	33	17	51.5	19	10	9	90.0	27	18	9	50.0	4	5	-1	-20.0
道路貨物運送業	42	32	10	31.3	15	10	5	50.0	25	17	8	47.1	2	5	-3	-60.0
その他の運輸交通業	8	1	7	700.0	4	0	4	*	2	1	1	100.0	2	0	2	*
林 業	7	7	0	0.0	4	1	3	300.0	3	4	-1	-25.0	0	2	-2	-100.0
その他の事業	(2) 215	152	63	41.4	(1) 58	43	15	34.9	112	78	34	43.6	(1) 45	31	14	45.2
卸・小売業	(1) 60	42	18	42.9	19	16	3	18.8	31	20	11	55.0	(1) 10	6	4	66.7
飲食店	15	10	5	50.0	2	3	-1	-33.3	11	6	5	83.3	2	1	1	100.0
清掃業・ビルメンテナンス業	18	14	4	28.6	8	4	4	100.0	5	6	-1	-16.7	5	4	1	25.0
旅館・ホテル業	9	8	1	12.5	0	1	-1	-100.0	6	5	1	20.0	3	2	1	50.0
保健衛生業	65	37	28	75.7	16	10	6	60.0	36	16	20	125.0	13	11	2	18.2
通信業・金融業等	4	6	-2	-33.3	1	3	-2	-66.7	0	3	-3	-100.0	3	0	3	*
上記以外のその他の事業	(1) 44	35	9	25.7	(1) 12	6	6	100.0	23	(1) 22	1	4.5	9	7	2	28.6

(注) () 内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。

機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

有給で 仕事と適度な ディスタンス

(令和6年度 第2回働き方改革川柳 大賞作品)

～11月は鳥取働き方改革推進
キャンペーン2025月間です～

鳥取働き方改革推進会議(鳥取労働局、鳥取県を始め関係行政機関、関係団体等で構成。以下「推進会議」といいます。)では、11月を鳥取働き方改革推進キャンペーン2025月間とし、様々なイベントを実施します。

キャンペーンでは、①働き方改革関連セミナーの実施、②有給休暇取得推奨デー(11/4、11/21)の勧奨、③働き方改革に関する川柳の募集、④鳥取労働局(監督署・ハローワーク)、働き方改革サポートオフィス鳥取、鳥取県中小企業労働相談所みなくろ及び鳥取県よろず支援拠点での特別相談等の実施などを予定しています。

特に、年次有給休暇の取得促進は、働く人にとっては心身の健康保持・増進、会社にとっては生産性向上や企業イメージの向上につながります。また、鳥取県は四季折々のイベントや沢山の観光資源に恵まれており、年次有給休暇を取得しこれらを活用すれば、地域の活性化にもつながります。

このため、地域が一体となって年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

詳しくは、鳥取労働局の専用サイト又は雇用環境・均等室(電話0857-29-1709)にお問い合わせください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01375.html



11月は鳥取働き方改革推進キャンペーン2025月間です

年次有給休暇取得推奨デーは
11月4日(火)
21日(金)

鳥取県、鳥取市、鳥取市、鳥取市の
公立学校(以下「学校」といいます。)
は、11月4日(火)と21日(金)の
2回実施されています。

有給で
仕事と
適度な
ディスタンス

働き方改革は、
いろいろな人が活躍できるように
いそいそと取り組んでいます。
鳥取県では、働き方改革に関する
取り組みを推進しています。
鳥取県では、働き方改革に関する
取り組みを推進しています。

「働き方改革川柳」を募集中です!

鳥取働き方改革推進会議では、
鳥取県、鳥取市、鳥取市、鳥取市の
公立学校(以下「学校」といいます。)
は、11月4日(火)と21日(金)の
2回実施されています。

協力:鳥取働き方改革推進会議

厚生労働省 | 鳥取労働局 | 労働基準監督署 | 鳥取県

鳥取県、鳥取市、鳥取市、鳥取市の
公立学校(以下「学校」といいます。)
は、11月4日(火)と21日(金)の
2回実施されています。

☆働き方改革に関する川柳を募集!

詳しくはこちらまで →



令和7年度過労死等防止啓発月間における過労死等防止対策推進シンポジウム及び過重労働解消キャンペーンの実施について

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。厚生労働省では、「過重労働解消キャンペーン」を実施し、その期間中に「過労死等防止対策推進シンポジウム」や長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等を行います。

過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死等をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇いただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

＜鳥取会場＞ 日時：令和7年11月21日(金) 13:30～15:30 (受付13:00～)
会場：米子コンベンションセンター 6階 第7会議室(米子市末広町294)

プログラム：専門家による過労死等の防止等に関する基調講演、企業の取組事例報告、過労死遺族による体験談発表

ご参加いただける場合は、特設ホームページから**事前申し込み**をお願いします(無料で参加できます)。

＜特設ホームページ＞
二次元バーコードを
読み込んでください。



https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/page_tottori.html

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

鳥取会場

過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死等をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

2025年11月21日(金) 13:30～15:30 (受付13:00～)

米子コンベンションセンター 6階 第7会議室 (米子市末広町294)

参加無料

鳥取会場

【登録要領】
「パワハラ」の発生は予防できるのか？
過労死のない社会を目指して！
講師 香森 良一
（代表取締役 株式会社 日本労働安全衛生協会）
（代表取締役） 日本労働安全衛生協会
【参加費】
無料
【申し込み】
米子コンベンションセンター 6階 第7会議室 (米子市末広町294)
【申し込み】
米子コンベンションセンター 6階 第7会議室 (米子市末広町294)
【申し込み】
米子コンベンションセンター 6階 第7会議室 (米子市末広町294)

そのほか過重労働解消キャンペーン中の取組

過重労働解消のためのセミナー【委託事業】

過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「実務的に使える知識」を社会保険労務士などの専門家が無料で解説します。1月まで開催しており、無料でどなたでも参加できます。

※詳細は以下のホームページをご参照ください。

<https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

就業環境整備・改善支援セミナー【委託事業】

労働者を雇用する上で必要な労務管理や安全衛生管理などの基本的なルールを分かりやすく説明します。

1月までオンラインで開催しており、無料でどなたでもご参加いただけます。

※詳細は以下のホームページをご参照ください。

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/site/seminar>

ほかにも過重労働が行われている事業場等への重点監督を実施するなど、過重労働解消に向けた取組を行います。この機会に過重労働の解消について考え、理解を深めてみませんか。

鳥取県最低賃金が改定されました

鳥取県最低賃金額	発効年月日
時間額 1,030円	令和7年10月4日

鳥取県最低賃金は、業種や規模及び常用・臨時・アルバイト・パート・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

最低賃金額には、次の賃金は含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室(電話0857-29-1705)または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

ちゃんとチェック！働く人も、雇う人も、確認を忘れずに✓

ちゃんとチェック！
最低賃金
働く人も、雇う人も、確認を忘れずに✓
鳥取県 最低賃金
令和7年10月4日 発効
1,030円 UP 73%
最低賃金は、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。
中小企業等労務者の皆さんへ
労働基準監督署
労働局

11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です！

～「はたらく安心、つなぐ安心 労働保険」～

労働保険に入っていれば…
はたらく安心、つなぐ安心。
労働保険×雇用保険
電子申請は24時間、365日いつでも手続可能！口頭でも受付！
電子申請受付時間：平日9時～17時、土日祝日10時～16時
電話：0857-29-1702

労働保険(「労災保険」と「雇用保険」の総称)は、政府が管理運営している保険で、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している事業主全てに加入が義務付けられています。

労災保険は、業務災害や通勤途上災害を被った労働者や、その遺族に対して必要な保険給付を行う制度です。

雇用保険は、労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行う制度です。

厚生労働省では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、労働保険の「未手続事業の一掃」を主要課題と位置付けて、労働保険の未手続事業の解消を図るため啓発活動を実施しています。

加入の手続き及びご相談については、鳥取労働局総務部労働保険徴収室(電話0857-29-1702)又は最寄りの労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)までお問い合わせください。

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がったり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定めています。この機会に改めて職場の意識啓発を行いましょう。

また、令和7年6月11日にハラスメントに関する法律が改正され、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシャルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務

となりました。

ハラスメント対策に関する法改正の内容やハラスメント防止のための情報・資料は下記サイトをご参照ください。

■令和7年の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)等の一部改正について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00003.html



■ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



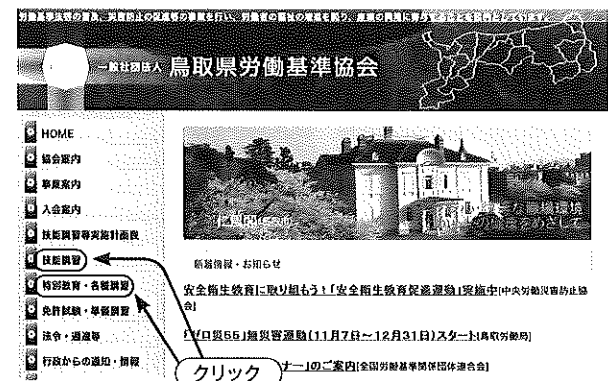
令和7年度

技能講習、
特別教育・各種講習の開催は
ホームページ (<http://www.tottori-rouki.or.jp>)
をご覧ください。

鳥取県労働基準協会

検索

トップページの「技能講習」「特別教育・各種講習」をクリック



今後の技能講習実施予定 (令和7年11月～令和8年1月)

※定員になり次第締め切ります。申し込みはお早めをお願いします。

一般社団法人 鳥取県労働基準協会
〒689-1112 鳥取市若葉台南1-17
Tel 0857-52-7300 Fax 0857-52-7311

	講習名	区分	講習日	会場
11月	フォークリフト 運転技能講習	学科	令和7年11月4日(火)	県立倉吉体育文化会館 大研修室 (倉吉市山根529-2)
		実技	11月10日(月)～ 11月26日(水)のうち3日間 大特所持者(D区分) 11月6日(木)、7日(金)のうち1日	J A鳥取中央 東郷選果場 (東伯郡湯梨浜町中興寺343)
	小型移動式クレーン 運転技能講習	学科	令和7年11月10日(月)、 11月11日(火)の2日間	米子食品会館 大ホール (米子市旗ヶ崎2030)
		実技	11月13日(木)～ 11月27日(木)のうち1日	鳥取西部農協 米子果実選果場 駐車場 (米子市淀江町小波1788)
	フォークリフト 運転技能講習	学科	令和7年11月27日(木)	米子食品会館 大ホール (米子市旗ヶ崎2030)
		実技	12月1日(月)～ 12月19日(金)のうち3日間	鳥取西部農協 米子果実選果場 (米子市淀江町小波1788)
12月	石綿作業主任者技能講習	学科	令和7年12月2日(火)、 12月3日(水)の2日間	県立倉吉体育文化会館 大研修室 (倉吉市山根529-2)
	ガス溶接 講習	学科	令和7年12月8日(月)	県立倉吉体育文化会館 中研修室 (倉吉市山根529-2)
		実技	12月10日(水)～ 12月12日(金)のうち1日	県立産業人材育成センター 倉吉校 土木科実習場 (倉吉市福庭町2-1)
	特定化学物質・四アルキル 鉛等作業主任者技能講習	学科	令和7年12月22日(月)、 12月23日(火)の2日間	県立倉吉体育文化会館 大研修室 (倉吉市山根529-2)
1月	金属アーク溶接等 作業主任者限定技能講習	学科	令和8年1月7日(水)	県立倉吉体育文化会館 中研修室 (倉吉市山根529-2)
	玉掛け 講習	学科	令和8年1月15日(木)、 1月16日(金)の2日間	米子食品会館 大ホール (米子市旗ヶ崎2030)
		実技	1月19日(月)～ 1月29日(木)のうち1日	ポリテクセンター米子 第8実習場 (米子市古豊千520)
	有機溶剤 作業主任者技能講習	学科	令和8年1月20日(火)、 1月21日(水)の2日間	県立倉吉体育文化会館 大研修室 (倉吉市山根529-2)
	乾燥設備 作業主任者技能講習	学科	令和8年1月28日(水)、 1月29日(木)の2日間	県立倉吉体育文化会館 中研修室 (倉吉市山根529-2)

※各講習の案内及び申込書については、当協会ホームページよりダウンロードしてください。
(<http://www.tottori-rouki.or.jp>)



事業場の安全・健康・快適の 問題解決を応援!

中災防賛助会員 入会のご案内

企業の自主的な安全衛生活動を支援(人材育成・技術サポート・情報発信)します

賛助会員にご加入いただくと以下の特典があります。

★教育研修・専門技術の利用
が会員料金

セミナー・研修会



安全衛生診断



★定期刊行物の配布



★各週間の時などに
ポスター、用品、図書の配布



★「全国産業安全衛生大会」
のご優待

★安全衛生ホットラインの利用

入会方法

- いつでもご入会いただけます。申込書に必要事項をご記入の上、E-mail または FAX にてお申込みください。年度途中のご入会の場合、会費は月割りとなります。
- 会費は年会費1口50,000円、従業員50人未満の事業場は1口40,000円です。
- 事業場単位でのご入会となります。
- お問合せ：中央労働災害防止協会 教育推進部
(TEL: 03-3452-6049) または最寄りの安全衛生サービスセンターにお問い合わせください。

全ての働く人々に安全・健康を
～ Safe Work, Safe Life ～

JISHA
Japan Industrial Safety & Health Association

中央労働災害防止協会
教育推進部

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

Tel. 03-3452-6049 (ダイヤルイン)

Fax. 03-5443-9845 E-mail: kaiin@jisha.or.jp

<http://www.jisha.or.jp/about/sanjo/index.html>